

政令第百四十八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第三十一条の二、第六十五条第一項、第六十六条第二項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第十八号中「34の2」を「34の3」に改める。

第二十一条第七号中「特定化学物質」の下に「（同号34の2に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号34の2に係るものを除く。）」を加え、「34の2」を「34の3」に改める。

第二十二條第一項第三号中「34の2」を「34の3」に改める。

別表第三第二号33中「（塩基性酸化マンガンを除く。）」を削り、同号中34の2を34の3とし、34の次に次のように加える。

34の2 溶接ヒューム

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

(作業主任者に関する経過措置)

2 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令第六条第十八号に掲げる作業（改正前の労働安全衛生法施行令第六条第十八号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、令和四年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（作業主任者を選任すべき作業） 第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。 一、十七（略） 十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。） 十九、二十三（略） （作業環境測定を行うべき作業場） 第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。 一、六（略） 七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号34の2に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号34の2に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場（同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、	（作業主任者を選任すべき作業） 第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。 一、十七（略） 十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。） 十九、二十三（略） （作業環境測定を行うべき作業場） 第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。 一、六（略） 七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場（同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に

19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを行うものを除く。）、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

八〇十（略）

（健康診断を行うべき有害な業務）

第二十二條 法第六十六條第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを

掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを行うものを除く。）、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

八〇十（略）

（健康診断を行うべき有害な業務）

第二十二條 法第六十六條第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを

除く。）、第十六条第一項各号に掲げる物（同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務
四〇六（略）
二・三（略）

別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係）

一（略）

二 第二類物質

1 〃 32（略）

33 マンガン及びその化合物

33の2・34（略）

34の2 溶接ヒューム

34の3（略）

35 〃 37（略）

三（略）

除く。）、第十六条第一項各号に掲げる物（同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務
四〇六（略）
二・三（略）

別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係）

一（略）

二 第二類物質

1 〃 32（略）

33 マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）

33の2・34（略）

（新設）

34の2（略）

35 〃 37（略）

三（略）